

平成29年12月19日

各位

会社名 株式会社グローバルグループ
代表者名 代表取締役社長 石橋 宜忠
(コード: 6189、東証第一部)
問合せ先 財務 IR 部長 生川 雅也
(TEL. 03-3221-3770)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成30年1月16日
(2) 発行する株式の種類 および 数	当社普通株式 6,711株
(3) 発行 価 額	1株につき1,841円
(4) 発行 価 額 の 総 額	12,354,951円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	特定譲渡制限付株式を割当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
株式の割当対象者 (7) 及びその人数 並びに割当てる株式の数	当社取締役: 2名 2,611株 当社子会社取締役、 執行役員及び従業員: 8名 4,100株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的および理由

当社は、平成29年9月22日開催の当社取締役会において、今後の事業環境の変化への対応及び当該環境下での当社の成長を見据えて、経営体制・ガバナンス体制の一層の強化等を目的として経営体制を変更することを決議いたしました。また、平成29年11月29日開催の当社取締役会において、新たな経営体制の下、当社の取締役（社外取締役を除きます。）が、業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、平成29年12月19日開催の当社第2期定時株主総会におい

て、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。そして、平成29年12月19日開催の当社取締役会において、本制度の対象に当社子会社の取締役、執行役員及び従業員を含めることについても決議いたしました。

【本制度の概要】

本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員（以下「割当対象者」といいます。）は、当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、当社取締役につき年50,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整いたします。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①割当てを受けた割当対象者は一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を当該割当対象者から当社が無償で取得すること等が含まれることといたします。

当社及び当社子会社（株式会社グローバルキッズ）は、本日開催の各社の取締役会において、割当対象者に対し、本制度に基づき金銭報酬債権を支給することを決定し、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲等を総合的に勘案し、金銭報酬債権の合計額を12,354,951円とすることにいたしました。なお、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が当社との間で本割当契約を締結することを条件として支給いたします。

また、本制度導入初年度である今回につきましては、本制度導入による効果等を見極めるため、譲渡制限期間を1年としております。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

平成30年1月16日～平成31年1月15日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分行為をす

ることができません。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当対象者に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記に定めるいずれの地位からも退任した場合には、当該退任の時点において当該割当対象者が保有する本割当株式のうち、本割当株式の払込期日を含む月から割当対象者が退任した日を含む月までの月数を12で除した数に本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）を、当該退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当該解除の直後の時点をもって当社が当然に無償で取得するものとしたします。

(4) 株式の管理に関する定め

割当対象者は、いちよし証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式のうち、本割当株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）を、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、

当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成29年12月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,841円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成29年11月20日から平成29年12月18日まで）終値単純平均値である1,855円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は▲0.75%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの3か月間（平成29年9月19日から平成29年12月18日まで）終値単純平均値である2,087円からの乖離率は▲11.79%、及び同直前営業日までの6か月間（平成29年6月19日から平成29年12月18日まで）の終値単純平均値である1,886円からの乖離率は▲2.39%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以上